



秋労発基 0313 第 2 号
令和 7 年 3 月 18 日

建設業労働災害防止協会
秋田県支部長 殿

秋田労働局長

酸素欠乏症等の防止対策の徹底について（要請）

平素より労働基準行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

酸素欠乏症及び硫化水素中毒（以下「酸素欠乏症等」という。）については、従来より酸素欠乏症等防止規則（以下「酸欠則」という。）に基づき、その防止対策の徹底を図っているところではありますが、先般、男鹿市の下水道工事現場において、3名の作業者がマンホール内において心肺停止の状態で見られ、その後死亡が確認された重大災害が発生しており、酸素欠乏症等が疑われております。

当該災害の原因の詳細等については、現在調査中ではありますが、酸素欠乏症等による災害は、過去の発生事例から、死亡災害となる危険が高く、一度に複数の作業従事者が被災したり、救助者が被災者となる二次災害を招くケースが認められております。

酸素欠乏症等による労働災害を防止するためには、その危険性がある場所を確実に把握すると共に、酸素欠乏症等に関する知識を作業者に適切に教育する必要があります。

つきましては、同種災害の再発防止の徹底を図るため、貴団体の会員に対し、改めて酸欠則の遵守と別添リーフレットのチェックリストに基づく点検及びその結果に基づく適切な措置等について、周知いただきますよう要請いたします。

なお、酸欠則の適用を受ける場所で作業を行う事業場においては、特に下記事項に留意することが重要となりますので、あわせて周知願います。

記

1. 酸素欠乏危険場所における措置

酸素欠乏危険場所を有する事業場においては、作業員その他関係者の酸素欠乏危険場所の危険性に対する認識の向上及び理解の増進を図る

とともに、酸素欠乏症等防止対策の実効を期するため、次の措置を講じること。

(1) 酸素欠乏危険場所の把握及び周知の徹底

全国における過去に発生した災害発生の原因をみると、酸素(第二種酸素欠乏危険場所にあつては、酸素及び硫化水素)の濃度(以下「酸素濃度等」という。)の測定や酸素濃度等を適切に保つための換気等、基本的な対策の未実施が見受けられる状況となっています。

ついでには、酸素欠乏危険場所であることの認識不足が最大の問題であると考えられるので、次の対策を実施することにより、作業場又は施設における酸素欠乏危険場所の把握及び関係者に対する周知の徹底を図ること。

ア 作業場又は施設の総点検等の機会を利用して、事業場内のすべての酸素欠乏危険場所を把握すること。

イ 酸素欠乏危険場所の入口等の見やすい箇所に、次の事項を表示すること。

(ア) 内部に立ち入ると酸素欠乏症等(第一種酸素欠乏危険場所にあつては酸素欠乏症)にかかるおそれがあること。

(イ) 当該場所に立ち入る場合に講ずべき措置

(ウ) 事故発生時の措置

(エ) 空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク(以下「空気呼吸器等」という。)、酸素濃度等の測定器具、送気設備、墜落制止用器具(安全带)等の保管場所

(オ) 酸素欠乏危険作業主任者の氏名及び連絡先

(カ) 通常、人の立ち入らない場所にあつては施設管理者の氏名及び連絡先

ウ 作業場又は施設の入口等への内部に存在する酸素欠乏危険場所の位置等の表示、事業場内の「酸素欠乏危険マップ」の作成等により、一般作業者に対しても、事業場内の酸素欠乏危険場所の位置の周知と立入禁止の徹底を図ること。

(2) 適切な酸素濃度等の測定及び継続的な換気の実施

酸素欠乏危険作業を行う必要がある場合は、次の措置を実施すること。

ア 次の対策を徹底することにより、適切に酸素濃度等を測定すること。

(ア) 測定器具の保守及び定期的な点検を実施すること。

(イ) 測定を行ったにもかかわらず、その時期が早過ぎて作業時と異なった条件下であったり、1点しか測定しない等、その方法又は時期が不適切であったために酸素欠乏症等が発生した事例があることから、測定は、作業条件を勘案して測定点を選定し、作業の直前に実施すること。

イ 作業前に換気を行い、酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下に保たれていることを確認したにもかかわらず、立ち入って被災した事例があることから、酸素欠乏空気の流入や硫化水素の発生のおそれがある場合には、作業中も継続的に換気を行うことにより、当該濃度の値を保つこと。

(3) 労働衛生教育の徹底

特別教育を実施し、作業標準が整備されているにもかかわらず、被災した事例もあり、作業従事者の酸素欠乏症等に対する認識の不足が問題と考えられる事例もあることから、酸素欠乏危険作業に従事する作業者に対しては、必要に応じ、特別教育の一部又は全部の科目について労働衛生教育を繰り返し行うことが望ましいこと。

(4) 酸素欠乏危険場所に近接して作業を行う場合の措置

酸素欠乏危険場所への立入りが予定されていない作業においても、槽内への落下物の回収等のために立ち入り被災した事例も見受けられるので、このような作業においても空気呼吸器等を備え付け、酸素欠乏危険場所への立入りの必要が生じた場合にはこれを使用させること。

(5) 施設管理者の措置

施設管理者は、通常立ち入る必要のない酸素欠乏危険場所については、施錠等により人が立ち入ることができないようにし、清掃、点検等のために立入許可を与える場合は、酸素欠乏症等の防止のために必要な措置について指示すること。

(6) 施設の清掃、補修等の非定常作業に係る発注者の措置

酸素欠乏危険場所を有する施設の清掃、補修等の発注者は、請負人に対し、当該酸素欠乏危険場所に係る注意事項について教示するとともに、酸素欠乏症等の防止に係る措置を講じることを発注条件として明示すること。

2. 二次災害の防止のための措置

酸素欠乏危険場所その他の酸素欠乏症等のおそれのある場所において作業を行う場合は、酸素欠乏症等に被災した者を救出する際の二次災害を防止するため、次の措置を講じること。

(1) 空気呼吸器等の備付け

酸素欠乏症等にかかった作業者を酸素欠乏等の場所において救出するに当たって、空気呼吸器等を使用しなかったために、二次災害が発生するケースが多いので、酸素欠乏症等のおそれのある場所には空気呼吸器等を備え付けることにより、当該救出作業に従事する作業者に直ちに空気呼吸器等を使用させることができるようにすること。

(2) 安全衛生教育等の実施

酸素欠乏症等のおそれのある場所に近接した場所で別の作業を行っている者が、当該救出作業を行った際に酸素欠乏症等に被災する例も多いことから、それらの者に対しても、酸素欠乏症等の危険性、空気呼吸器等の使用方法等について安全衛生教育を行うとともに、救出に関する訓練を実施することが望ましいこと。